明治中期の千島開発について
― 海軍大尉郡司成忠のシュムシュ島移住を中心に ―

麓　　慎　一

はじめに

樺太・千島交換条約によって日本領となったクリル諸島にはアリュートやクリルアイヌと呼ばれる民族が居住していた。樺太・千島交換条約の附録規定により，交換される地域に居住する民族は，その去就の決定に三年間の猶予が与えられた[1]。明治政府は，明治11（1878）年以降，数年おきにシュムシュ島に物品を運送しアイヌに給与するとともに彼らが獲得した狩猟物を購入した。しかし，シュムシュ島のアイヌを「統治」していると呼べる状況にないことは公然のことだった。明治10年代の前半に行われた数度にわたる北千島の巡視のたびに居住するアイヌの人数は著しく変動していた。一方で，北千島のアイヌは，狩猟で使う弾薬等が不足するとロシアのカムチャッカにそれを買い求めに行っていた。

このような事態が大きく変化するのは明治17（1884）年７月のことである。根室県令の湯地定基がシュムシュ島のアイヌをシコタン島に移住させたのである。これによりシュムシュ島は，日本の国家領域内であるにもかかわらず，日本人が存在しない，という状況が発生した。明治政府にとって問題がさらに深刻であったのは，ロシア政府が露米会社を閉鎖し，1867年にロシア領アメリカ（アラスカ）をアメリカに売却したことであった。従来，露米会社が管理していたクリル諸島・アリューシャン列島・アラスカ地域の秩序が崩壊し，とりわけラッコなどを狙った密猟船が千島列島で横行するという状況が発生した。国家の体面上からも毛皮獣の膨大な利益の損失といった点からも明治政府にとって北千島の状況は放置できない問題となっていった。

しかし，国民なき国土から脱却するために講じられた手段は，国策としての千島開発ではなかった。予備役海軍大尉郡司成忠という人物が主宰した報效義会という団体がこの役を担うことになったのである[2]。

1　郡司成忠と報效義会の設立

郡司成忠は，1860（万延１）年11月17日に幸田成延の次男として生まれた。文豪幸田露伴の実兄である。彼は，千島開発のために予備役となり明治25（1892）年12月の「千嶋拓植の志」の中で「千島開発」の企図を次のように開陳している。退役海軍軍人が遠洋漁業に従事することによって「殖産の道」を開き，さらには彼らをシュムシュ島に移住させて外国の密猟船の活動を阻止する[3]。郡司成忠がこのように構想した背景には，海軍の退役軍人や水夫が生活のために外国の密猟船に雇われているという事実があった。彼は，拓殖事業に彼らを参加させることで密猟船に雇用されることを防ぐことができる，と考えたのである[4]。郡司成忠は，海軍では密猟船を発見すればそれを撃退する仕事についていたものが「一朝退職シタトテ僅ノ金ノタメニ密猟船ニ乗」り，かつての仲間に撃ち殺されるのは情けない，と心情を吐露している[5]。

郡司成忠は，当初退役した軍人たちの受け入れ先として岡本監輔の千島義会を想定していた。千島義会とは，岡本監輔が千島列島の開発のために立ち上げた組織である[6]。岡本は，明治24（1891）年５月に東京を出発して千島開発に向かったが，計画を実現できなかった。郡司はこの岡本を中心に千島の拓殖を構想していたが，岡本が拓殖に失敗しただけで

2007.11.30　受理

なく生きて帰ってきたことに憤り千島義会との縁を切ってしまった[7]。また，千島義会はその会則として50円以上の納入金が必要であったことも会員を集める上で障害とみなされた[8]。

郡司成忠は，退役前の明治25（1892）年9月，海軍大臣にシュムシュ島の拓殖について次のような「意見書」を出している。最初の一年目は一年分の食料，小銃および道具を携帯して30人で北千島に向かう。20人をシュムシュ島に，10人をシンチル島に配置する。二年目は，シュムシュ島における越冬者が無事であったならば，シンチル島の20人をシュムシュ島に移し，新たに30人をシンチル島に移す。このように毎年10人ずつ増やしてシュムシュ島の拓植を行うというのである。しかし，この「意見書」は，採用されなかった。郡司成忠は，海軍の軍籍のままではシュムシュ島の開発は不可能であると考えて明治26（1893）年1月4日に辞職し予備役になったのである[9]。

郡司成忠は，明治26（1893）年2月5日，築地水交社において「千嶋拓殖意見」を演説し，千島の拓殖についての目的や方法を次のように述べている[10]。千島における外国人の密猟が放置されれば，将来これを排除するために紛議を生じ，国際上の困難を醸成する。さらに天皇が明治25（1892）年に片岡侍従を千島列島に派遣したことについて触れ，これを受けて千島の開拓を行う決心である。具体的には「千嶋最北端占（シュムシュ）守嶋に移住し帝国版図たるの実を揚けんことを望む」とシュムシュ島への移住を明言した。その上で，次の四つを当面の課題としてあげている。第一に，シンチル島の北端にあるブロートン湾の岩礁爆破実験である。郡司成忠は，ブロートン湾の岩礁の除去について，ブロートン湾が結氷しないと予想したうえで，この湾に安全に軍艦を停泊させることができれば，千島全体にとって有意義ある，と認識していた。第二に，将来の移住者のために天候や鉱物ならびに動植物の調査を実施する。第三に，漁場の調査を行う。第四に，移住者が援助なしに自活できるための方策を研究する。以上の四つの点を当面の課題としてあげている[11]。

郡司成忠の演説によれば，千島の開発順序について大きく三つの方針があったことが分かる。第一は，ブロートン湾を開発してシンチル島から南北に開発する方法である。第二は，エトロフ島を根拠地にして拓殖を北方へ拡大する方法である。第三は，最北端のシュムシュ島から拓植する方法である。郡司成忠は第三のシュムシュ島からの拓殖を最良と考え，この島に「拓植本部」を設置すると提起している[12]。郡司は，その理由としてシュムシュ島には木が生い茂り，漁場があり，生活するための条件が他の地域よりも整っている，と指摘する。この点は明治17（1884）年に実施された調査からも明らかであった。シュムシュ島は海峡を隔ててホロムシロ島があり，流木などの獲得も比較的容易であった。エトロフ島以外ではシュムシュ島が千島列島の中で生活条件として最も整っていた。これらの点から郡司成忠はシュムシュ島からの拓殖の有効性を強調したのである[13]。

さらに郡司成忠は千島開発の構想を具体化した「千嶋移住趣意書」を上梓している。この「趣意書」に添付された「移住方法」によれば，郡司成忠は，明治26（1893）年2月に移住の準備を完了し，3月上旬に東京を出発し，5月中にはシュムシュ島に到着する予定であった。この「趣意書」は，彼が千島列島に向かう途中の役場などに発送され，各地で歓迎会の準備が行われることになった[14]。

郡司成忠は，天皇と皇后からの「恩賜金」（1,500円）をはじめ，多くの貴族や政治家から援助を受けている[15]。彼が北千島の開発を企図するきっかけとなった片岡侍従からは，毛布を送られている[16]。郡司成忠は，明治26（1893）年3月5日，出発に際して横須賀小学校で報效義会の命名式と成立式を行った。この報效義会とは，土方宮内大臣が「聖意」を奉じて郡司成忠の一行に付した団体名である。最初に明治天皇が郡司成忠に与えた「勅詔」から確認しておきたい。

勅　詔

千嶋探検の事，朕（天皇）深く其必要を認め先に侍（片岡）従を派して其略を得，大いに思ふ所ありき今や汝等奮起して移住拓殖の挙あるを聞き朕深く其志を嘉みし其資を与ふ，汝等能く朕が意を體して堪志勉励せよ[17]

「勅詔」によれば，天皇が千島問題に関心を持ち侍従，すなわち片岡侍従を派遣し，それによりこの問題について何らかの意向を持っていたことが分かる。それゆえ明治天皇は郡司成忠の「移住拓殖」に「恩賜」を与え，天皇の「意」を体現するように求めたのである。次に，土方宮内大臣が「聖意」として郡司成忠の一団に与えた報效義会の名称に関する書面を見ておくことにしたい。

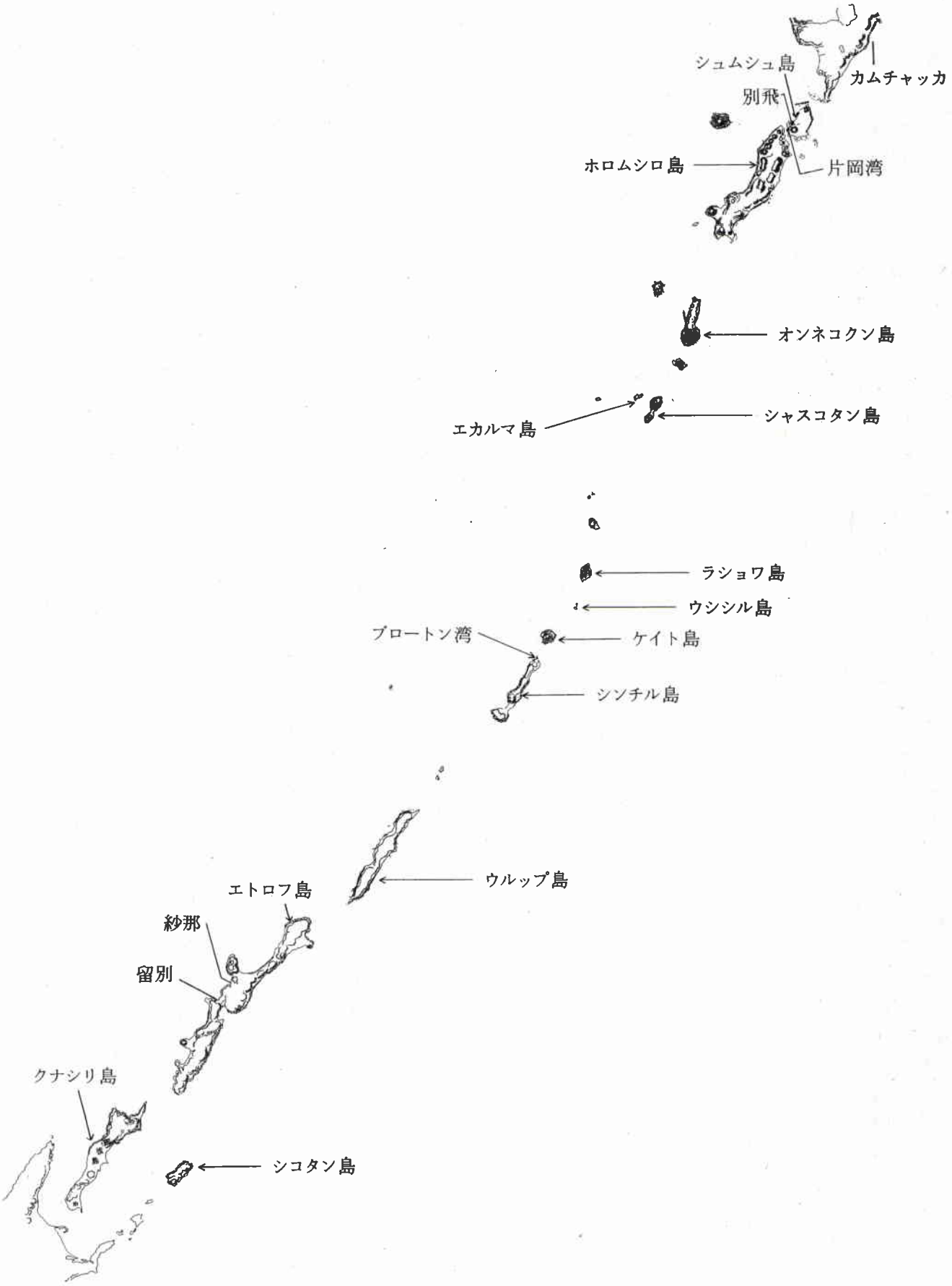
シュムシュ島
カムチャッカ
別飛
ホロムシロ島
片岡湾
オンネコクン島
エカルマ島
シャスコタン島
ラショワ島
ウシシル島
ブロートン湾
ケイト島
シンチル島
ウルップ島
エトロフ島
紗那
留別
クナシリ島
シコタン島

聖意を奉戴して団体を報效義会と命名す，報效の意蓋し天下国家の為め家を忘れ身を忘れ一死以て忠を盡すにあり，千嶋拓殖の事実に容易ならず，其困其難察するに余りあり，只堪忍の一事能く其功を奏す可し勉めよや報效義会，勉めよや報效義会員[18]

この書面によれば，「報効」とは天下国家のために死をもって「忠」を尽くことを意味している。そして，「千嶋拓殖」のためにひたすら「堪忍」することを報效義会員たちに求めている。このように郡司成忠らのシュムシュ島開拓は天皇の庇護のもとに行われる国家的事業とみなされるようになった。たしかに，郡司成忠の活動は，外国の密猟船から千島列島の資源を保全する，という国家的な課題に応えるという側面を持っていた。しかし，その一方で郡司は退役海軍軍人たちの生活の安定を確保する手段として千島の開拓事業を考案していた。しかし，このような当初の千島開発に込めた企図は見えにくくなっていった。天皇の「勅詔」と報效義会の名称の付与が，郡司成忠の北千島開拓事業を完全に「天下国家」への滅私奉公に変えて行ったのである。

郡司成忠は，シュムシュ島の水産業によって報效義会員の生計を立てる計画であった。それは，この地域のラッコやオットセイ猟がすでに帝国水産会社に委ねられていたためであった。さらに，明治25（1892）年のそれらの水揚げは60から70頭に過ぎず，移住者が猟業で生計を立てるのは困難とみなされた[19]。郡司成忠らが最初に手がけるのは鮭，鱒，鱈，海藻類などの漁業であるが，とりわけ鱈漁は有望と考えられた[20]。これらの物産を販売する組織として，太田実が社長となり北洋合資会社が東京京橋区築地に設立されている。北洋合資会社はその後北洋物産会社と改称されたと推定される[21]。

2　郡司成忠と報効義会員の出発

郡司成忠の一行は，明治26（1893）年3月20日，隅田川を出発した。壮行会では谷干城が「告別の辞」を，榎本武揚が「別辞」を，太田実（北洋物産会社総代）が「送別文」を述べている[22]。海軍主計学校の生徒が吟唱する「郡司大尉の勇壮発航を送るの歌」に送られて出発した[23]。その後，各地で歓迎を受けながら郡司成忠は千島列島に向かった[24]。

報效義会の一行は，八戸沖で暴風雨のため破船し，二艘の船を失った。一時は郡司成忠の死亡が新聞紙上で伝えられるなど，誤報が飛び交った[25]。軽症ですんだ郡司成忠は，函館の高龍寺において行われた「報效義会会員溺死者追弔会」で今後の計画を次のように述べている。エトロフ島以北での航行に使用するはずであった鼎浦丸が破船したため，当初の予定を変更してエトロフ島に滞在する。そこで船を確保できた場合には従者を一名連れてシュムシュ島に向う。越年してこれまで未解明であった北千島の冬期の状況を把握して今後の方針を決定する[26]。このように，二艘の破船により郡司成忠は当初の予定を変更せざるを得なくなった。それでも函館の平出喜三郎の援助で汽船錦旗丸を利用することができることになり，彼らは，6月12日，函館を出発した。郡司成忠以下報效義会の会員47名と他に8名の合計55名がこの船に乗船した。一行は，6月17日，エトロフ島の紗那に到着した[27]。紗那では漁業家栖原の出張所から出迎えを受けて，栖原出張所内の建物に宿泊した[28]。ここで報効義会員は，シュムシュ島に向う者，モヨロ硫黄山で労働を行う者，漁業に従事する者，缶詰製造所で働く者などに分かれた[29]。

明治26（1893）年における報效義会のエトロフ島残留者はおよそ54人であった。その家族を合わせると110人ほどになった。報效義会員の多くがエトロフ島において漁業を行うことになった。漁期が終了し報效義会のメンバーは，留別と紗那の二ケ所に集まって越冬した。この年は不漁であり，留別では30石，紗那では20石の水揚げしかなかった[30]。郡司成忠が出発したあとも各地で報效義会を支援する義捐金があつめられ，このエトロフ島に残留していた報效義会員たちに義捐金で購入した米・味噌・塩などが送付された[31]。これによって，エトロフ島に残留した報效義会員たちは冬を越すことができた。

一方，郡司成忠の一行は，7月21日，予備役陸軍大尉馬場禎四郎が貸しきっていた泰洋丸に乗船してシャスコタン島に向けエトロフ島の紗那を出発した。7月31日にはシャスコタン島に到着した。この日は硫黄探索のために上陸する馬場に付き添って報効義会の白瀬矗と目黒広吉が上陸した[32]。二人は，シャスコタン島の漁場を調査して8月2日に返ってきたが，「鮭鱒の漁ハ殆んど絶望なり」と漁場の状況は良くなかった[33]。

馬場禎四郎はシャスコタン島に硫黄があれば，それを採掘する間に郡司成忠らをシュムシュ島に送り届ける予定であった。しかし，当初シャスコタン島で硫黄は発見できなかった[34]。郡司成忠は，馬場と相談し，馬場のウシシル島行きにも同行し，そのあ

とシンチル島のブロートン湾に行く計画を立てた[35]。しかし，出航すると海上からシャスコタン島のヒンネシリの山頂から煙が出ているのが見え，その場所に硫黄があることが分かった。馬場は当初の予定であった硫黄の採掘を行うことに決定した。馬場らは8月9日には硫黄を本格的に採掘するために機械や道具を陸揚げし，およそ3週間から4週間はシャスコタン島に逗留することになった[36]。郡司成忠は馬場禎四郎と協議して，8月16日，次のように方針を決定した。シャスコタン島において気象観測等を行えば，シュムシュ島の参考にもなるのでシャスコタン島で気象観測を実施する。残りの人員はシンチル島のブロートン湾に向かい開墾計画を実行する[37]。郡司成忠は，シャスコタン島に井上儀蔵・高橋銭五郎・掘江彪・目黒広吉・田中留吉・嶋村金一・木村佐吉・中村重吉・鶴島久次郎の九名を残留させることにした[38]。

シンチル島に向う予定の八人は，明治26（1893）年8月26日，シャスコタン島を出発したが，天候不順のためにエカルマ島付近で漂流していたところ，磐城艦が到来した。郡司成忠は，再び予定を変更してシュムシュ島にこの磐城艦で向うことを考え，8月30日，「占守（シュムシュ）に渡航するに他に便るべき道なし。依て再々恐縮の至りなれども願くば占守まで便乗の義許可ありたし」と依頼し，許可を得た[39]。

シュムシュ島に向った7名は，郡司成忠・白瀬矗・坂本吉五郎・小野亀次郎・森音蔵・加戸乙平・上田幾之助である[40]。磐城艦は，8月31日にシュムシュ島の片岡湾に到着している。9月7日には小屋が完成し，テント暮らしから開放された[41]。郡司成忠と朝日新聞記者の横川勇次は，9月10日，片岡湾から別飛に向けて調査のために出発している[42]。別飛は，シュムシュ島のアイヌ集落の拠点であった。船舶の停泊という点では片岡湾が勝っていたため，ロシア商人の商館やギリシャ正教の教会があったが，村落の規模としては別飛が勝っていた[43]。別飛は，紅鮭などが多く，シュムシュ島におけるアイヌの拠点がここに形成されたのも自然なことであった。『朝日新聞』の記者である横川勇次は別飛について「将来此島（シュムシュ）に移住せんとする者にハ一日も早く探検し置くべき有要の地」と位置づけている[44]。彼らは，別飛でアイヌの「穴居」に宿泊して周辺の調査を行い，9月15日には片岡湾に戻ってきた。郡司成忠らを乗せてきた磐城艦は，別飛湾などの測量調査をしながら9月21日までシュムシュ島に滞留した[45]。

さらに，シュムシュ島における報效義会員の動向を白瀬矗の『千島探検録』からも跡付けておきたい。上陸した翌日の9月1日から穴篭の準備が始められた[46]。その場所は，明治25（1892）年にシュムシュ島を探検した片岡侍従が仮寓したアイヌの廃窟だった。すでに鱒の漁期は過ぎていたが，用意していた引き網で鮭漁を行い，越冬に備えることになった[47]。郡司成忠らが所持していた食料では一人平均三合宛の割合で明治27（1894）年の5月頃までしか持たない計算だった。漁業が実施できれば問題ないものの，冬季はほとんど漁業も猟業も困難であり，食料の不足が心配される状態だった[48]。このように郡司成忠らのシュムシュ島開発は，越冬のための食料さえも十分といえる状況にはなかったのである。

3　郡司成忠の帰還

明治27（1894）年7月7日付の『東京朝日新聞』は，根室発の7月6日「特発」として郡司成忠一行の状況を掲載した。それにより，シュムシュ島に滞在した一行は無事であったものの，シャスコタン島で越冬した九名の死亡が伝えられた。

シュムシュ島とシャスコタン島の報効義会員を迎えに行ったのは磐城艦であった[49]。磐城艦は，明治27（1894）年6月22日，エトロフ島の紗那を出発した。磐城艦には，郡司成忠の父である幸田成延以下6名の報効義会員，2名の北海道庁官吏，真宗僧侶土肥虎関，根室毎日新聞記者らが乗船していた[50]。磐城艦は，6月25日にシャスコタン島に到着したが，人影はなかった。翌日の6月26日の再調査によってシャスコタン島の越年者全員の死亡が確認された。

小屋に残された記録によって次のような事情が判明した。シャスコタン島で越年することになった報效義会のメンバーは，仕事の分担を決めた。家長として高橋伝五郎を選出し，鶴島久次郎と田中留吉を補佐とした。鶴島久次郎は気象の観測と潮流の調査を担当し，田中留吉は医師であったため飲料水の調査を担当した[51]。嶋村金一と目黒広吉は蒔材の収集を，中村重吉，木村佐吉，井上儀蔵は小屋の建築を行い，堀江彪は記録と雑事を担当した。明治26（1893）年8月29日に田中，目黒，高橋，井上，堀江の五名が端船でセイウチの群生地であるエカルマ島へ行きアザラシ二頭を捕獲した。その後，10月9日に嶋村，鶴島，中村，木村，堀江の五人が再びエカルマ島に猟に出かけたが消息不明となった。シャスコタン島に残された中田，高橋，井上，目黒は小屋の中で死亡していた。磐城艦に乗船していた僧侶

の土肥虎関が彼らの葬儀を行った。

磐城艦は，明治27（1894）年6月27日，シュムシュ島に向けてシャスコタン島を出発した。6月28日にはシュムシュ島の片岡湾に入港し7名の生存を確認した。しかし，ホロムシロ島で越冬していた和田平八の死亡が判明した[52]。和田平八は，明治26（1893）年8月31日，磐城艦で郡司成忠らとともに上陸しホロムシロに越冬した人物である。彼は報效義会員ではない。和田平八は年齢35才くらいでギリシャ正教のニコライの門弟であった。白瀬矗の『千島探検録』は，和田平八について，

> 色丹（シコタン）土人ヲ旧地ナル占守（シュムシュ）又ハホロモシル嶋ヘ移住セシメ，ギリシャ教ヲ弘道セントノ目的ニテニコライノ命ヲ含ミ先ズ自身寒厳ノ程度ヲ探検シ然ル後決行セントノ一大企望ヲ抱負シテ一身ヲ斯教ノ犠牲ニ供シタ[53]

と記している。すなわち，彼は，明治17（1884）年7月にシュムシュ島からシコタン島に移住させられたアイヌたちの帰還のためにホロムシロ島を調査していたのであった。

磐城艦は，明治27（1894）年6月27日，郡司成忠らを乗せシュムシュ島を出発した[54]。シュムシュ島には白瀬矗・葛原益吉・御園生亀三郎・関誠一・山本敏・社川延蔵が交代で越冬することになった。白瀬矗は二年目の越冬であった[55]。磐城艦は7月6日に根室に到着している[56]。

郡司成忠は，明治27（1894）年7月10日，根室の集会でシュムシュ島における越冬の状況を報告している。気候風土や動植物の状態などを述べたうえで，報效義会の役目はシュムシュ島の調査であり，それが達成されたことを報告している。今後の開拓のことは国家の「公事」であると強調する。それゆえ，シュムシュ島に関する調査結果や方策を北垣北海道庁長官に提起し，「長官の命令する所に従て運動せんと欲す」と今後の活動方針を示した[57]。

4　報効義会への国家的援助

郡司成忠は，明治27（1894）年7月19日，東京に到着したのち7月26日付で谷干城に今回の調査が成功したことを「占守（シュムシュ）沿岸気候之観測物産之高及捕獲方法等調査済めり，結果頗る良し拓殖の方針稍確立したるもの〻如し」と伝えている[58]。

これより先，貴族院議員の谷干城は，明治27（1894）年5月15日，第6回帝国議会に「千島移民保護に関する建議」を提出し，郡司たちの活動を援助しようと企図した。

この建議の趣旨を紹介するまえに，谷干城が郡司成忠を支援することになった経緯を明らかにしておきたい。谷干城は，この点について「文部大臣ノ井上君ノ紹介ニ依ッテ郡司が斯ウ云フコトヲスルノハ誠ニ感心ト思フカラ賛成ヲシテ呉レヌカ」と自分と郡司成忠の関係について述べている[59]。すなわち，谷干城は文部大臣井上毅を仲介として郡司成忠と知遇を得て，その活動に賛同するようになったのである。

谷干城は「千島移民保護に関する建議」の中で次のように述べている。エトロフ島とシコタン島以外は「無人の境にして海草は年々朽腐し魚族は捨て顧みず，海獣は多く海外密猟船に放任し吾が島，吾が海にして其の実なきが如し[60]」と，国民なき国土において水産資源が放擲され，海獣資源は外国の密猟船に蹂躙されている。このような状況を踏まえて郡司成忠の「千島拓殖」を賞賛し政府から五ケ年間，毎年15,000円を支給すべきであると建議したのである。貴族院議員の谷干城は，この建議の趣旨を議会においてさらに詳しく説明している。谷干城は，報效義会の活動を説明したうえで「ア（シュムシュ島周辺）スコハ日本領デアル，萬一脇カラ来テ種々ノ事ヲサシテハ誠ニ日本ノ恥デアル[61]」と指摘する。谷干城は過剰人口の送出先として北海道や千島列島を位置づけながらも，シュムシュ島の状況を国家的な体面という視点から捉えているのであり，そこには当初，郡司成忠がシュムシュ島開発に求めていた退役海軍軍人の救済という視点はない。それゆえ，漁業の利益を守るために多額の予算をかけて「守兵」や「番兵」を置くよりも「奮ッテ国家ノタメニヤラウト云フ者ガアルハ実ニ国家ノ幸デアル」と郡司成忠の活動を位置づけることになる[62]。貴族院においてこの建議案は多数で採決された。

この建議は，衆議院に回送され明治27（1894）年6月2日の予算委員会において具体的に審議されている。政府委員として出席した北海道庁長官北垣国道は，予算額の根拠やその使途についての質問を受けたものの，事業内容を詳細に説明できず，答弁に苦慮している。北垣長官は現段階では調査が不十分なために「千島ノ事業」の内容を詳細に示すことができない，としながらも，北千島における鱈漁については十分見込みが立つと答弁しただけであった。予算委員会では45,000円を明治27（1894）年から明

治29（1896）年の三年間わたって支給するという修正案が可決した。これが可決されたのは明治27（1894）年6月2日のことである。第6回帝国議会は，この6月2日に衆議院の解散が命じられたので，この議案は審議未了となった[63]。

第6回帝国議会において審議未了となったものの北垣北海道庁長官は郡司成忠に対する援助を諦めなかった。北垣長官は，明治27（1894）年8月31日，「郡司大尉千島事業補助ノ追加予算概算書[64]」を井上馨内務大臣に提出している。しかし，この補助案も実現しなかった，と推定される[65]。北垣長官は，井上内務大臣らに郡司成忠への補助事業の必要性を説くが，北垣長官の日記である『塵海』の明治27（1894）年9月15日条には，

> 大臣（井上内務大臣）又云郡司補助ノ件當夏予算ヲ提出ノ前ナラハ余ハ不同意ヲ論スヘキモ今日ニ至テハ不同意ヲ論セス併シ大蔵（渡辺）大臣ニ協議シタルモ大蔵大臣ハ新設事業トシテ之レヲ斥ケリ，乍去機会モアラハ議会中ト雖モ之レヲ提出シテ可ナリ[66]

とあり，内務大臣井上馨の賛同は得たものの渡辺国武大蔵大臣から「新設事業」として退けられたことが分かる。第8回帝国議会にこの「追加予算概算書」が提出された形跡はない。

このように郡司成忠の活動は，国家的な支援を受けることはできなかった。一方で，郡司成忠の状況も変化した。郡司成忠は日清戦争により大連湾水雷敷設部長として出兵し，明治28（1895）年4月21日に帰国するまで従軍することになったのである[67]。日清戦争への従軍にあたって郡司成忠は報効義会の方針を変更している。報効義会の会員は，各自長所を生かして職業につき「将来占守（シュムシュ）に移住するの費用を貯蓄すると云ふ方針」を立てることになった[68]。報效義会は，シュムシュ島の開発のための国家的支援を受けるどころか，移住に必要な費用を自ら捻出しなければならない事態になったのである。

おわりに

明治政府は，明治17（1884）年7月，シュムシュ島を中心とする北千島にいたアイヌたちをシコタン島に移住させた。これにより，北千島は国民なき国土となった。明治政府の実効支配も及ばず，外国の密漁船が跋扈するという状況であった。

郡司成忠は，報効義会を立ち上げ，シュムシュ島を中心とした拓殖計画を立てた。彼らは，明治26（1893）年8月31日，シュムシュ島に到達し，越冬した。この郡司成忠が主宰した報効義会の活動は，北方史においては著名な事件であり，北方史の通史や概説書においてもしばしば取り上げられる。

本稿が注目したいのは次の点である。この問題を単に国家的課題の達成という点のみから捉えることはできない，という点である。なぜなら，郡司成忠が当初この問題に接近した理由は，退役海軍軍人の生活維持だったからである。彼は，退役海軍軍人が生活のために密猟船に雇用され，密漁船を取り締まっていた者たちが逆に取締りの対象になるという点を強く懸念していた。このような彼の千島開発は，天皇からの「恩賜金」の付与や土方宮内大臣による報効義会の命名により，国家的側面を強く付与されることになった。しかし，実際には貴族院議員の谷干城が議会に対して行った「千島移民保護に関する建議」が実現しなかった点などからも分かるように，国家的な支援や保護は極めて薄弱だった。郡司成忠を中心とする報効義会は，国家的な課題として注目され宣伝されることになるものの，実際の活動は国家的な援助や政策の一環として展開するのではなく，義捐金や私財の投入といった面で支えられていたのである。国民なき国土を払拭するという課題は，国家的な事業として位置づけられてはいないのである。

この段階にあっては国境の維持や領土の侵犯などの問題が国民を統合する契機とはならないし，またそれを維持する装置としても機能していないのである。多くの国民が情報統制を受け，これらの問題を知り得なかったわけではない。千島列島における密猟船の出没や郡司成忠の報効義会の行動は，新聞などで詳細に報道されていたのである。

注

1　『日本外交文書』第八巻，260頁。

2　郡司成忠については以下の文献を参照した。寺島柾史『開拓者郡司大尉（伝記　軍事成忠』（1942年12月，鶴書房〔大空社の復刻版を利用した〕）。豊田穣『北洋の開拓者　郡司成忠大尉の挑戦』（1994年3月，講談社）。

3　「千嶋拓殖の志を述て同志に訴ふ」『北海道毎日新聞』明治26年1月7日条。

4　「郡司大尉の壮図賛助義捐金募集に就て」『東京朝日新聞』明治26年5月7日条。

5　「予備役海軍大尉郡司成忠君演説　千島拓殖事

業に就て」（『精神』2巻第1号付録）6頁。

6　「岡本韋庵と千島」（『阿波学会五十周年記念アジアへのまなざし岡本韋庵』第二章第三節〔阿波学会・岡本韋庵調査研究委員会編〕2004年）を参照した。

7　「予備役海軍大尉郡司成忠君演説　千島拓殖事業に就て」10頁。

8　『千島探検誌』（影印本　昭和62年刊）1巻10頁。

9　「予備役海軍大尉郡司成忠君演説　千島拓殖事業に就て」13頁。

10　「千嶋拓殖意見」『北海道毎日新聞』明治26年2月14日条・2月15日条・2月16日条・2月18日条・2月21日条・2月23日条。

11　「千嶋拓殖意見」『北海道毎日新聞』明治26年2月23日条。

12　「予備役海軍大尉郡司成忠君演説　千島拓殖事業に就て」16頁。

13　「予備役海軍大尉郡司成忠君演説　千島拓殖事業に就て」16頁。

14　「郡司大尉の千嶋移住趣意書」『北海道毎日新聞』明治26年3月5日条。

15　「郡司大尉に資を賜ふ」「郡司大尉の壮志を助く」『北海道毎日新聞』明治26年3月3日条。「郡司大尉の行を助く」『北海道毎日新聞』明治26年3月5日条。

16　「片岡郡司大尉に毛布を贈る」『北海道毎日新聞』明治26年3月5日条。

17　「郡司大尉に下賜の　勅詔」『北海道毎日新聞』明治26年3月10日条。

18　「郡司大尉に下賜の　勅詔」『北海道毎日新聞』明治26年3月10日条。

19　「千島移住の前途」『北海道毎日新聞』明治26年3月14日条。

20　「千島移住の前途」『北海道毎日新聞』明治26年3月14日条。

21　北洋物産会社は報效義会の海産物などを販売するという当初の目的を果たすことなく明治26（1893）年9月に解散している（「北洋物産会社の解散」『時事新報』明治26年9月22日条）。おそらくこの北洋物産会社の解散は，報效義会の船の難破と関係している，と推定される。郡司大尉は難破によりシュムシュ島行きを一時諦めた。それゆえシュムシュ島における漁獲物を北洋物産会社に契約通りに売却することができなった。報效義会のメンバーはエトロフ島でも漁業を行う予定であったが，エトロフ島における漁獲物は漁場の持ち主である栖原家に収められることになっていた。そのため郡司成忠は「此ノ物品ハ貴社（北洋物産会社）へ御依頼致兼候」と通知している（『千島報效義会日誌』〔北海道大学北方資料室複写本を利用した〕明治26年7月5日条。郡司成忠書翰北洋物産会社宛）。このような当初の予定の変更が北洋物産会社の解散を招いたと推定される。

22　「郡司大尉府下出発の模様」『北海道毎日新聞』明治26年3月28日条。

23　「郡司大尉府下出発の模様」『北海道毎日新聞』明治26年3月28日条。

24　「仙台に於る郡司大尉」『東京朝日新聞』明治26年5月3日条。

25　「鼎浦丸の難破　郡司大尉の変死」『東京日日新聞』明治26年5月30日条。

26　「郡司大尉今後の方針」『東京朝日新聞』明治26年6月14日条。

27　「郡司大尉の一行」『東京朝日新聞』明治26年6月21日条。

28　「郡司大尉の消息」『東京朝日新聞』明治26年6月27日条。

29　「北征記」『東京朝日新聞』明治26年7月16日条。

30　「報效義会員の近状」『北海道毎日新聞』明治26年12月5日条。

31　「報效義会員の食料」『時事新報』明治26年10月28日。

32　「千島紀行」（『明治北方調査探検記集成〔4〕』ゆまに書房）11頁。

33　「千島紀行」25頁，27頁。

34　「千島調査報告」『地学雑誌』第8巻85号（明治29年1月10日），25頁。

35　『千島探検誌』2巻1頁。「千島調査報告」26頁。

36　「千島紀行」36頁。

37　「千島紀行」39頁。

38　『千島探検誌』（影印本），2巻58頁。「千島調査報告」28頁。

39　『千島探検誌』2巻59頁。「郡司大尉一行の最新報」『東京朝日新聞』明治26年9月22日条。『盤城艦航海誌』76頁。

40　「郡司大尉の一行占守に向ふ」『東京朝日新聞』明治26年9月17日条。島野朝吉は母親の病気を理由に帰京を望み，朝日新聞社の横川勇次も帰京することになった。9月22日に軍艦磐城がシャスコ

タンを出発するときには七名になっていた（『千島探検誌』２巻68頁）。

41　「千島紀行」65頁。

42　「千島紀行」67頁。

43　「千島紀行」67頁。

44　「千島紀行」67頁。

45　「千島紀行」64頁。

46　『千島探検録』（北海道大学水産学部所蔵本〔北海道大学北方資料室複写本を利用した〕84頁。

47　「占守嶋の近況」『時事新報』明治26年10月20日条。

48　「郡司大尉一行の困難」『時事新報』明治26年11月15日条。

49　「郡司大尉一行の無事」『東京朝日新聞』明治27年７月７日。

50　「絶島越年者の実況」『東京朝日新聞』明治27年７月15日条。

51　「絶島越年者の実況（承前）」『東京朝日新聞』明治27年７月16日条。人名については『千島探誌』（郡司成忠，影印本・二巻，六六頁）によって校訂した。

52　「絶島越年者の実況」『東京朝日新聞』明治27年７月18日条。和田平八は，明治26年８月27日。エトロフ島の留別で盤城艦に乗船しシュムシュ島に向かった（柏原長繁『盤石艦航海誌』〔外崎克久編〕74頁）。

53　『千島探検録』103頁。

54　『盤城艦航海誌』139頁。

55　「郡司大尉の帰京」『時事新報』明治27年７月20日条。「占守島越年者」『東京朝日新聞』明治27年７月20日条。

56　『盤城艦航海誌』142頁。

57　「郡司大尉の談話」『時事新報』明治27年７月18日条。

58　『谷干城遺稿』〔下巻〕586頁。

59　「千島移民保護に関する建議」『帝国議会貴族院議事速記録　７』（以下『帝貴速』と略記する（東京大学出版会））25頁。

60　「千島移民保護に関する建議」『帝貴速』23頁。

61　「千島移民保護に関する建議」『帝貴速』25頁。

62　「千島移民保護に関する建議」『帝貴速』25頁。

63　『議会制度七十年史』（帝国議会史　上巻　1962年７月）124頁。

64　『塵海』明治27年８月31日条。

65　『塵海』明治27年９月14日条。

66　『塵海』明示27年９月15日条。

67　「郡司大尉の着京」『東京朝日新聞』明治28年４月23日条。

68　「千島占守島調査報告」『地学雑誌』８巻86号（明治29年２月10日），84頁。この方針によりエトロフ島の報効義会の会員は医者，郡役所員，小学校の教員などの職についたが，多くは漁場で雇用されることになった。

付　記

本稿は科学研究費補助金「帝国の法的形成に関する比較歴史社会学研究『日本帝国』の『内国植民地』を中心に」（基盤研究Ｂ　研究代表者　立命館大学教授　西川長夫）ならびに「露米会社の極東経営と北方世界」（萌芽研究　研究代表者　新潟大学准教授　麓慎一）の研究成果です。